

働き方改革に活用できる制度

今働いている社員に、これからも安心して働き続けてもらうために。仕事を探している方に、興味をもってもらうために。経営を強化するために。従業員の負担を減らすために。様々な支援制度があります。

名称	事業の概要	お問い合わせ先
女性活躍職場づくり助成金 (環境整備支援助成金)	女性の就業支援や育児等と仕事の両立を支援するための職場環境整備(女性用更衣室、託児スペース等)に要する経費を支援 対象 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業	鳥取県庁 女性活躍推進課 電話:0857-26-7792
企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金	常時雇用する男性労働者(不妊治療休暇においては女性労働者も対象)に、所定の日数以上の育児・介護休暇等を取寄せさせた中小企業に奨励金を支給 対象 常時雇用する労働者数100人以下の県内事業主	鳥取県庁 子育て応援課 電話:0857-26-7573
人材活用力強化事業 (専門家派遣)	観光・食・健康分野の事業所が人材戦略・労務環境改善などの課題解決を行うモデル的な取り組みに対し、専門家を派遣し支援 対象 観光分野(宿泊業、飲食店等)、食分野(食料品製造業、飲食料品小売業等)、健康分野(業務用機械製造業、情報サービス業(健康分野に関連するものに限る)医療業、社会保険・社会福祉・介護事業等)の県内事業所	鳥取県地域活性化 雇用創造プロジェクト 推進協議会事務局 電話:0857-26-8477
働き方改革中長期専門家活用支援事業補助金	働き方改革(働きやすい職場づくり、生産性向上等)に資する助言及び支援を受けるために、6月以上外部の専門家を活用する事業(月1回以上の訪問による助言及び支援を要件とする)に対し初期経費を支援 対象 県内中小企業者	鳥取県庁 とっとり働き方 改革支援センター 電話:0120-833-877
働き方改革応援資金	労働環境改善などの働き方改革に取り組む中小企業者等に必要な資金を融資 対象 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)以外の業種の県内中小企業・組合等	鳥取県庁 企業支援課 電話:0857-26-7453 ※申込先は金融機関又は商工団体等

この他にも様々な制度があります、とっとり働き方改革支援センターに御相談ください。

各種支援制度を活用して取り組まれた働き方改革の事例

飲食サービス業 就業規則の見直し

出産・育児による従業員の退職を防ぎ、人材の定着を図るために、社会保険労務士の支援を受けながら就業規則を見直し、育児休業制度や休業中の手当などを設けた。



働き方改革支援による
専門家派遣

宿泊業 人材育成戦略の充実

専門家の支援を受け、従業員にアンケートを行い、働き方や人材育成に対する不満を把握。スキルマップを整備し、複数部門のジョブローテーションによりスキル取得の機会を提供するとともに、生産性向上を図った。



人材活用力強化事業による
専門家派遣

卸売業 オフィスの改修、モバイルワークの導入

オフィスをフリーアドレス(指定席なし)化し従業員のコミュニケーション促進を図るとともに、モバイルワーク導入により、移動時間短縮や業務効率化による生産性向上を図った。



鳥取県版
経営革新総合支援補助金

皆さんもチャレンジしてみませんか?



働き方改革で、企業・団体の課題解決・成長を実現!

とっとり働き方改革支援センター



鳥取県内の企業・団体の皆様と関係機関・専門家をつなぐ窓口となり、働きやすい職場づくり、生産性向上といった「働き方改革」を、ワンストップで支援します。

鳥取県商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220(県庁本庁舎7階)
フリーダイヤル ☎ **0120-833-877** 電話:0857-26-7662 ファクシミリ:0857-26-8169
メールアドレス:hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp



ホームページ

労働相談については「鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)」へ【連絡先はパンフレット中ページ参照】

とっとり働き方改革支援センターの役割



とっとり働き方改革支援センターでは、人材の確保・定着・育成の課題、有給休暇・育児・介護休業の制度やテレワークの導入などの労働環境の課題、社内体制の整備や、IT・設備導入など生産性向上に関する課題に対して、企業・団体の皆様に制度のご紹介、専門家によるアドバイス・支援をワンストップで行うとともに、効果的な取り組みの普及啓発を行い、企業の働き方改革を促進・支援します。

センターが実施する事業



ワンストップ相談・専門家派遣

鳥取県商工労働部雇用人材局内にあるセンターと各県立ハローワークを相談受付窓口とし、企業から受け付けた相談内容を踏まえて専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を選定し、派遣します（費用は無料です）。

働き方改革に資する研修等の実施

県内外の先進企業の事例紹介や、専門家を招いての具体的なノウハウの研修など、働き方改革に資する気づき・知識・ノウハウの習得機会を提供します。

商工団体と連携した働き方改革

各商工団体担当者を対象に、企業への働き方改革の普及啓発時に必要な知識等の習得のための研修を実施するとともに、働きやすい職場づくりと生産性向上を支援した優良事例について情報収集を行い、普及啓発を行います。

働き方改革促進体制整備の支援

育児・介護休業の取得を機に社内体制を見直し、働きやすい職場づくりや生産性向上等に取り組む事業者や、自身で専門家を選定して、支援を受けながら中長期（6か月以上）働き方改革に取り組む事業者に対して経費を支援します。

センターによる支援の流れ



① まずはご相談ください

現在企業・団体が抱えている課題をお伺いします。来所、電話、メール、ファックスで受け付けています。

② 支援策を検討します

県庁内外の機関と連携し、活用できる支援を検討します。

③ 支援を行います

センターまたは担当部署が支援を実施します。支援の成果は積極的に情報発信・横展開し、県内企業・団体の働き方改革を推進します。

なお、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）においても、経営者の方、従業員の方、双方から労働に関する相談をお受けしています。

フリーダイヤル
0120-833-877

みなくる鳥取 0120-451-783
みなくる倉吉 0120-662-390
みなくる米子 0120-662-396

開所時間 9時～17時30分まで
上記時間帯以外でも事前予約により御相談いただけます。

※みなくるでは、労働相談への対応の他、社内研修への講師派遣事業、各種労働セミナーも実施しています。

専門家派遣の詳細



働き方改革支援

働きやすい職場を作るために、育児・介護休業制度の整備、職場の施設・設備の充実、組織や仕事の仕組みを見直したいと考えている事業所に、社会保険労務士、中小企業診断士、その他課題に応じて必要となる方を派遣し、アドバイスを行います。

対象	県内に事業所を有する企業、法人、団体、個人事業主
利用可能回数	1事業所あたり1案件、3日間（複雑なものにおいては5日間）が目安 ただし「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」登録企業は2案件利用可能。
費用	無料

就業規則等整備支援

仕事と家庭の両立や、男女ともに働きやすい職場づくりを進めるために、就業規則等を新たに整備、または一部改正をされたいと考えておられる事業所に社会保険労務士を派遣し、規則の作成・改正等を支援します。

※「働き方改革支援」で就業規則についてのアドバイスが可能ですが、「就業規則整備等支援」の方がより手厚い支援を受けられます。

	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指す方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、 <u>「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者</u>	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、 <u>多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組（下記参考）に3つ以上取り組む事業者</u>
支援内容	○就業規則（育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。）の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正（全面改正、一部改正）	○以下のような取組を実施するために必要な、就業規則、各種規定等の新規作成、全面改正・一部改正 ■独自の休暇制度の創設（リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇） ■兼業・副業の許可 ■勤務間インターバル制度の導入 ■在宅勤務、テレワーク等の導入 ■病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり（勤務時間の配慮、休暇制度等） ■高齢者の働きやすい職場づくり（定年延長、処遇の見直し等） ■外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等） ■正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現等 ※詳しくはセンターホームページを御覧ください
	○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出を <u>社会保険労務士が行います</u>	○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は <u>行いません</u> （各事業者が届け出てください）
利用可能回数	新規作成・全面改正：1事業者あたり原則8日まで ※上の範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援する業務内容を調整します	一部改正：1事業者あたり5日まで
費用	無料	

